

伊東温泉競輪地域振興事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自転車競技法（昭和23年法律第209号）第1条第1項の規定に基づき、自転車競走によって体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に寄与するため、予算の範囲内において伊東温泉競輪地域振興事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、伊東市補助金等交付規則（昭和39年伊東市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、本市に活動拠点を置き、活動している法人その他の団体であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 定款その他これに類するものを有し、当該団体等の運営を明確に定め、かつ、代表者が明確であること。
- (2) 市税等を滞納していないこと。（代表者個人のものを含む。）
- (3) 団体の設立後1年以上の事業実績があること。
- (4) 営利を目的とした団体でないこと。
- (5) 団体の会計処理が適正に行われていること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、スポーツの振興、教育若しくは文化交流若しくは青少年育成又は市民生活の向上等を目的とする事業とし、競輪事業のイメージアップが市民に見える形で図られるものであることに加え、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 市民福祉の向上に寄与すること。
- (2) 特定の者への利益又は便宜等の供与でなく、広く市民等を対象としていること。
- (3) 第5条第3項に規定する事業年度内に補助対象事業が完了するものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 補助対象事業において、他の地方公共団体その他公の機関から補助金等の交付を受ける場合
- (2) 補助対象事業が、過去に補助金の交付を受けた事業と同一の事業である場合
- (3) 一過性のイベントである場合
- (4) 政治活動又は宗教活動を目的とする場合
- (5) 営利を目的としたものである場合

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定めるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業の実施に要する経費が200万円未満の場合は、補助金の交付の対象としない。

(補助率及び補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の5分の4以内とし、1補助対象事業につき500万円を上限とする。

- 2 前項の場合において、算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数は切り捨てるものとする。

- 3 この補助金は、申請日の属する年度の翌年の4月1日から当該年度の3月31日までとし、同一の補助対象者に交付することができる補助金は、1事業年度当たり1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長の定める期日までに伊東温泉競輪地域振興事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 事業予算書（第3号様式）
- (3) 見積書の写し
- (4) 申請者概要書（第4号様式）
- (5) 誓約書（第5号様式）
- (6) 定款その他これに類するものの写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

(審査)

第7条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容について公益性、必要性、地域性等について、当該申請に係る補助金の交付が適当であるか否かを審査するとともに、別に定める伊東温泉競輪地域振興事業補助金補助事業者選定委員会の意見を聴いた上で、交付の決定をしなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の審査の結果、補助金の交付を決定したときは、速やかに伊東温泉競輪地域振興事業補助金交付（不交付）決定通知書（第6号様式）により申請者に通知しなければならない。

(補助対象事業の変更申請)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が補助対象事業の内容を変更し、又は補助対象事業を中止するときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、補助金の額に影響を及ぼさない軽微な変更については、この限りでない。

(1) 伊東温泉競輪地域振興事業補助金変更承認申請書（第7号様式）

(2) 伊東温泉競輪地域振興事業補助金中止届出書（第8号様式）

2 市長は、前項第1号の申請があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、伊東温泉競輪地域振興事業補助金変更承認（不承認）決定通知書（第9号様式）により、補助事業者に通知しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了した後、速やかに伊東温泉競輪地域振興事業補助金実績報告書（第10号様式）に次の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書（第11号様式）

(2) 事業決算書（第12号様式）

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の伊東温泉競輪地域振興事業補助金実績報告書の提出期限は、補助対象事業を完了した日から起算して1月を超えない日又は当該補助金の交付決定に係る年度の末日のいずれか早い日までとする。

(補助金の額の確定)

第 1 1 条 市長は、前条の規定により報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、
適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、伊東温泉競輪地域振興事業補助
金交付額確定通知書（第 1 3 号様式）により補助事業者へ通知しなければならない。

（補助金の交付請求）

第 1 2 条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を請求しようとする
ときは、伊東温泉競輪地域振興事業補助金交付請求書（第 1 4 号様式）を市長に提出
しなければならない。

（指導監督）

第 1 3 条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるとき
は、補助事業者に対し報告又は書類の提出を求めることができる。

（補助金の返還等）

第 1 4 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金
の交付の決定を取り消し、又は補助金の返還を命じることができる。

- (1) 補助金を補助の目的以外に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定に付された条件を守らなかったとき。
- (3) この要綱に基づき提出された申請書、報告書等の内容が虚偽であったとき。
- (4) 補助事業者が、補助対象事業に関し法令に違反する行為を行ったとき。

（補助対象事業の表示）

第 1 5 条 補助事業者は、補助金の交付を受けて取得した設備等について、市長が別に定
める伊東温泉競輪地域振興事業のロゴマークにより、伊東温泉競輪地域振興事業補助金
交付事業である旨の表示を行わなければならない。

（取得した機械、器具、設備等の処分制限）

第 1 6 条 補助事業者は、補助金の交付を受けて取得した機械、器具、設備等について、
当該機械、器具、設備等を補助金の交付の目的以外の目的で使用し、若しくは移設し、
又は贈与し、売却し、若しくは貸付けの対象としてはならない。ただし、補助対象事業
が完了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年を経過したときは、この限りでな
い。

（その他）

第 1 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	内 容
報酬	補助対象事業の実施に必要な講師等の謝礼等人件費
消耗品費	補助対象事業の実施に必要な物品（備品購入費の対象となる物品を除く。）の購入又は製造に要する経費
備品購入費	補助対象事業の実施に必要な物品（5年以上継続して使用できる物品に限る。）の購入又は製造に要する経費
印刷製本費	補助対象事業で使用するパンフレット、リーフレット等の印刷製本費
委託料	補助対象者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に委託するために必要な経費
借料及び損料	補助対象事業の実施に必要なリース又はレンタルに要する経費
諸経費	補助対象事業の実施に必要な通信運搬費、光熱水費その他の料金であって、使用に伴いその金額が算出できる経費
その他の経費	補助対象事業の実施に必要な経費で、市長が特に必要かつ適当と認める経費

備考 賃借物件等の保証金、敷金、仲介手数料、借入金等の支払利息及び遅延損害金、新聞代等の消耗品代（広告宣伝に係る成果物は除く。）、団体等の会費、弁護士費用、保険料等に係る費用及び団体を運営するための経常的な経費は、対象外とする。